

別表

区分	対象経費	対象機器等	補助額	補助上限額
介護ロボット 機器	備品購入費、使用料及び賃借料（3年以上のリース契約を締結するものとし、この場合の補助対象経費は交付決定日の属する月から令和6年3月分に係る費用に限る。）、需用費、役務費	移乗介護 (装着型・非装着型)	1機器につき 100万円を上限とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	1法人につき 10,000千円
		入浴支援		
		移動支援	1機器につき 30万円を上限	
		排泄支援	とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	
		見守り・コミュニケーション支援		
		介護業務支援		
見守り機器の導入に伴う通信環境整備		・Wi-Fi環境を整備するために必要な工事や物品の購入等 ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためにインカム	1事業所につき 750万円を上限とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	

[備考]

以下の経費は補助対象外とする。

- ・交付決定前に実施した事業に係る経費
- ・他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費
- ・既に保有している機器等の廃棄に係る経費
- ・機器の設置にかかる建物の改修費
- ・インターネット回線使用料等の通信費
- ・介護ロボットのメンテナンスに係る費用
- ・消費税及び地方消費税に係る経費
- ・振込手数料